

## 高知大学医学部教授会規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規則 第 1 0 6 号

最終改正 令和 7 年 3 月 11 日規則第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）第 8 条の規定に基づき、医学部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織及び運営)

第 2 条 教授会は、病院長及び医学部（以下「学部」という。）に基幹教員として配置することとされた教授をもって組織する。

2 教授会は、学部に基幹教員として配置することとされた准教授、講師及び助教を、教授会の議を経て、教授会の構成員とすることができる。

3 教授会は、総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻に専任教員として配置することとされた教員並びに保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び機構に基幹教員として配置することとされた教員のうち、学部に兼任担当として配置することとされた教員を、教授会の議を経て、教授会の構成員とすることができる。

4 前 2 項の教授会構成員に関しては、教授会が別に定める。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、教授会規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学並びにその他学生の身分に関する事項
- (2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 学部の教育組織に関する基本的事項
- (4) 各種委員等の選出に関する事項
- (5) 教員配置の要請に関する事項
- (6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(会議の招集及び議長)

第 4 条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるとき、又は学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長の指名した者

がこれを代行する。

- 3 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを招集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 教授会は、原則として毎月2回開くものとする。

- 2 学部長が必要と認めたときは、臨時に教授会を開くことができる。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まない。

(議決)

第7条 教授会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本規則の改正については、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(議題の通知)

第8条 教授会の議案は、学部長が定め、あらかじめ構成員に通知しなければならない。

- 2 構成員から議案を提出しようとするときは、あらかじめ学部長に提案し、その同意を得なければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事項については、会議の際、出席した構成員の同意を得て、議案に追加することができる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要と判断する場合には、構成員以外の者の出席を認めることができる。

(委員会)

第10条 教授会は、第3条に掲げる審議事項について調査審議させるため、教授会の議に基づき委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、教授会構成員のうちから教授会の議を経て、学部長が委嘱する。また、必要がある場合は、その他の者を教授会の議を経て学部長が委嘱することができる。

(議事録)

第 11 条 教授会は、議事要録を作成し、教授会の承認を得て保管しなければならない。

(庶務)

第 12 条 教授会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるものほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 高知大学医学部教授会規則（平成 16 年規則第 207 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 7 月 21 日規則第 25 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 5 日規則第 84 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 17 日規則第 10 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 17 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日規則第 80 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。